

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

November 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

民法組合等の利益の分配に係る 源泉徴収制度について

平成17年度税制改正により、国内において民法組合契約等に基づいて行う事業から生じる利益について、国内に恒久的施設を有する非居住者または外国法人が当該民法組合契約等に基づいて配分を受けるものは、20%の税率により源泉徴収されることになりました。民法組合契約等は、民法上の組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約(LLP)および外国における類似の組合とされています。

この民法組合等の利益の分配に係る源泉徴収制度の創設については、本ニュースレターでもすでにご紹介させていただきましたが、今回は本年6月に新たに制定された関連通達に基づき、源泉徴収制度の取扱いのポイントについてご紹介します。

1. 恒久的施設を有する組合員の判定

民法組合等の利益の分配について源泉徴収が行われるのは、国内に恒久的施設を有する非居住者または外国法人に対して分配を行う場合です。新設の所得税基本通達では、「組合契約事業は組合員の共同事業であるから、組合員である非居住者が所得税法第164条第1号から第3号までに掲げる非居住者に該当するかどうかについては、各組合員がそれぞれ国内における組合契約事業を直接行っているものとして判定するもの」と解釈されています。

したがって、非居住者が組合契約事業以外には国内に恒久的施設を有していない場合でも、その組合契約事業を直接行っているものとするれば国内に恒久的施設を有していることになる場合には、当該組合員である非居住者は国内に恒久的施設を有するものと判定されると考えられます。

2. 国内において行う組合契約事業から生ずる利益の範囲

新設の所得税基本通達では、源泉徴収の対象となる国内源泉所得については「国内において行う組合契約事業に関連して生じた一切の利益をいい、所得税法第161条に規定する国内源泉所得から生じたすべての利益が含まれること」と解釈されています。

3. 源泉徴収義務者

民法組合等の利益の分配については、当該分配をする者を国内源泉所得の支払をする者とみなして源泉徴収義務が課されますが、新設の所得税基本通達では、「配分をする者とは組合契約に基づき共同事業により配分する者をいうのであるから、そのすべての組合員は国内の組合事業から生ずる利益につき源泉徴収義務がある」と解釈されています。また同通達によれば「源泉徴収義務者となる組合員は、国税通則法第9条に定める連帯納付義務を負う」とされています。

* * * * *

民法組合等の利益の分配に係る源泉徴収制度は、平成17年度税制改正により導入されたもので、実務上の取扱いについて明らかにされていない部分があります。したがって、実際にいかなる組合事業のいかなる組合員について国内での恒久的施設の認定が行われるかの判定等に際しては、税務アドバイザーへご相談されることをお勧めします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com